

京都府景観条例（仮称）第1回検討会 委員発言要旨

（門内座長）

- ・本日は、事前に条例骨子案についての資料が各委員の手元に届いていると思うので、それぞれ確認したいポイントを、細かなところも含め議論したい。地域別意見交換会の案についてもご意見を伺いたい。

事務局による資料説明

（門内座長）

- ・条例全体の構成が前回からかなり変わっている。何か御意見は？

（北村委員）

- ・全体の構成に関しては異論はない。
- ・細かい点では、前文の1段落目、主語と述語が繋がっていない。
- ・条例全文を通してふるさとという言葉がたくさんあるように思うが、法律用語としてはあまり使われない。前文を読む限り、京都府という言葉を使い換えているだけととれる。また、これが何を意味しているかが解らない。第12条の景観資産登録の要件としても使われていて、この条文の解釈にも関わってくる問題になるので、基本理念等の部分で説明が必要であろう。

（事務局）

- ・前文に関しては、メッセージ性の高い部分でもあるので、やや法令用語的に馴染まない言葉であっても2, 3使っている。登録の要件をどうするかは今後の検討事項であるが、条例よりもブレークダウンした登録要件で詰めていけばよいと今の段階では考える。
- ・ただし、条例も法令である以上は、個々の文言も精査が必要と考える。

（北村委員）

- ・“ふるさと”を使ってはいけないと言っているわけではない。意味が分からないので、使うのであれば説明が必要だということ。

（門内座長）

- ・京都府らしいとかアイデンティティという意味で使っていると思われる。
- ・第14条3項（景観府民協定）の「知事の認定を受ける」は受けなくてもいいのか。受けていないと15条でいう支援を受けられないのか。

（北村委員）

- ・各主体の役割については、条例や骨子で表すとこのようになるであろう。
- ・景観法との関係で設けられている第3章の部分は、条例へ委任されている内容なので、現在内容のようになる。
- ・景観府民協定であるが、景観法が適用されない分野で条例独自の制度として作るわけであるが、内容的には法とよく似ているが、違う点は承継効がないと明文化されていること。これは、景観府民協定を結んだ後、その中の何人かが土地を売ったり地借権を委譲した場合、次の地権者には協定の効力が及ばないということである。
- ・逆に景観法には承継効がある。しかし、ここではないという扱いをされている。単なる民法上の契約で承継効がないとすれば、なぜ知事認定制度や公表の義務があるのか等バランスとしておかしい点がある。

(事務局)

- ・景観法に関しては法律であり、法律（特別法は一般法を破る）としては民法の特別法として承継効を持たせることができる。しかし、条例は法律の範囲内で定めるという意味において民法の特則は定めることはできないので、本来は承継効を持たせたいが設けていない、ということ。
- ・認定や公表等をなぜ設けるかという点、京都府の景観行政の考え方としては、身近な美しい景観に気づいてもらおう、府民参画のなかで運動を育てていくということが重要と考えているため、協定締結を一般に認知してもらうことを主たる目的としているからである。また15条で、認定及び公表したのに対しては特に京都府が取り組みを支援していこうとするもので、これらをセットで活かしていきたい。

(北村委員)

- ・それであれば、14条と15条を一つにするのも一つのやり方である。
- ・承継効の説明はそのとおりであり、承継効を認めると憲法違反の問題がでてくるなど、懸念も残る。しかし、承継効そのものを法的に認めることはできなくとも、努力義務のような形で設けることは不可能ではない。

(門内座長)

- ・14条3項にある知事の認定は、受けた場合と受けなかった場合の違いがわかりにくい。

(事務局)

- ・知事の認定を受けることによって顕彰していくのは施策として意味があるのではと思う。

(杉原委員)

- ・全般的に難しい言葉が多い。前文も長文で読みにくい。一般府民の視点で、わかりやすく簡潔に。

(門内座長)

- ・前文は、アクションプランでの議論した内容を中心に書かれている。
- ・今回は、府民に対してのメッセージという視点も必要である。

(栗山委員)

- ・景観資産登録制度は、国、市町村の指定・登録物件の扱い・兼ね合いをどうするか、税制の補助をどうするか、保存に投資が必要という観点だけでなく、保存改修することで価値を高めるなどボトムアップの方法を考えるべき。
- ・協定制度は、建築協定では100%の同意が必要であるが、景観という観点では山なども入り、100%の同意は難しいのでは。例えば、自治会等の同意でよい等、条件を緩和し知事の認定までいかななくても支援できるようにする等しないと、使える制度にならない。
- ・景観アドバイザー制度は、登録者の資格を求めているが、地域の町内会役員やNPOもアドバイザーになり得ることから、資格に言及しなくて良いのでは。ハードルを低く参画を促す。たくさんの方が関わられる方がよい。

(門内座長)

- ・裾野を広げる為の施策が重要ではないか。

(杉原委員)

- ・今回の条例は市町村の景観行政と密接に絡んでいるが、6月に市町村に説明会をしたときの反応は？

(事務局)

- ・資料3にまとめているが、各市町村によりまちまちでかなり温度差がある。

(門内座長)

- ・市町村や庁内の意見照会でも、市町村の役割を書くべきという意見が多かったようであるが。

(事務局)

- ・府の法制執務の基本的考え方として、地方分権の観点から、市町村に対する責務規定を条項を起こして書くことはできないと考えている。ただし、メッセージとしてこういった役割を果たして欲しい、ということであれば、書き込むことは可能と考えている。たくさんは書けていないが、第3条2項で、身近な景観の形成は基礎的自治体である市町村や府民自らの取組が重要であることを踏まえ、市町村が景観行政団体に名乗りを上げて積極的に取り組んで頂きたい旨を記載している。

(杉原委員)

- ・府の責務の一項目、市町村とともに、とあるが府も責任を負っているということを書くべき。府の責務、市町の責務と区分けして互いに遠慮している狭間で、上手くいかないことがあるのでは？市町村がやることについても支援するというだけではなく、連携・協働し「市町村とともに」というように条例に書いて主導していくほうが良い結果につながる。

(門内座長)

- ・市町村といっても、実力差がある。

(深町委員)

- ・過疎地域などでは単独市町村での取り組みは難しい。取り組みたいけれどもできない市町をどう支えていくか。隣接市町等との連携を促したり、人材を派遣するのも大事な府の支援。多の地域との関わりをどうしていくか。

(門内座長)

- ・景観については府が主導して、広がりをもって連携していくことが必要。

(千振委員)

- ・前文に、人口減少下の社会情勢を迎え魅力を発信していくことが一層重要とあるが、魅力を発信していくということはどうするか。
- ・景観を支えているのは、あくまで人である。また、人についてくる資本であると考え。啓蒙の考えとしては、内向きな啓蒙を対象としていると思うが、景観の担い手として外部からの人間を呼び込んでくることを考えておかないといけない。

(事務局)

- ・そういった観点は、基本理念の2条の3項にも触れている。地域の人が良い景観だ、と思っているだけでは景観は維持されない。
- ・商売自体を直接助成することは景観セクションの直接の仕事ではないが、アドバイザー制度などで知見を有する方々のお話を聞く機会を設けるなどにより、景観を活かしたまちづくりや商売などにつなげていただきたいと考える。

(門内座長)

- ・府民以外、全国、そして世界に京都の魅力を発信していくことを書き込む必要がある。

(千振委員)

- ・例えば、府外の人に関心を持ってもらいサポーターになってもらう。京都府以外の地域の人に、将来いかに住んで貰える仕組みを作るかを考えておくべき。例えば、京都府景観検定のようなものを設け、様々なランクや地域別実施し、地方ごとの生活、行事、文化、景観を知ってもらってはどうか。例えば、古民家には検定に合格した人に住んでもらう、等、歴史や文化を知る人でないといけない、等を条件にするなど。景観まちづくり塾で想定されているのは内部向けだと思うが、外部の人間を取り込んでいく、関心呼び起こしていく取り組み、システムが大切。

(門内座長)

- ・良好な景観を創出した事業者へ顕彰する制度があってもいい。

(山中委員)

- ・商売を行う際には、伝統的なものだけでは目立たない場合もある。新しい住宅地では、古い住宅様式ではなく、新しい街としての景観形成というものもある。
- ・新しい景観を創造することと、古い伝統的なものを残すということが、対峙する概念で捉えられないようにしてもらいたい。

(門内座長)

- ・何が新しいものか、何が良い景観かを考えた場合、原案では、景観教育は学校教育を対象としているようであるが、事業者や施設の利用者に対して行うものもある。
- ・良好な景観を創出した事業者を顕彰する制度があってもよい。

(幾世委員)

- ・市町村意見でも出ていたが、景観には住環境という視点も必要。良い環境とは、住む町が居心地がよいこと、と捉えている。ふるさとを再発見、再発掘する過程で住む人との関わりがでてくる。
- ・景観そのものを考えると楽しいが、条例になると堅くなる。まちづくりの視点から昇華したガイドラインのようなものが良い。条例が府民レベルにおりてきたときにどう見えるか。よりわかりやすくなった方がよい。
- ・もっと楽しくまちづくりに参加できる視点が入れば条例が活きてくる。宮津で松のベンチ等を設置している。条例などで府が顕彰、奨励し、励まして欲しい。お金の問題ではない。

(門内座長)

- ・まちづくりの一環の中で、景観の価値を発見する。発見し、育てていくという部分をエンカレッジ（励ます、勇気づける）させていくという仕組みが条例の中に組み込まれているか？良い活動を認めてあげるだけでもまちづくりが進む。

(谷口委員)

- ・府民が意欲的に活動できるようなアイデアが必要ではないか。
- ・まちづくりや景観という言葉が専門家の中で語られてきたが、今回の条例内容はその域をでない印象である。景観は現象としては“いろかたち”であるが、環境そのものである。
- ・例えば加悦のちりめん街道、生活している人の町への愛着を歩いていると感じる。その領界内においての防犯性が高い例からもうかがえるように、景観は暮らしとリンクしている。この部分を基本理念などにいれてはどうか。
- ・公共事業景観形成指針について、府民の顔が見えてこない。良好な景観とは何か、府も考えるが府民も考える必要がある。府も専門家も謙虚になって、府民と一緒に考えていくべき。啓発は、啓発自体を目的とする事業だけでなく、府の行う様々な事業プロセスに府民が入っていく、それが啓発

になるという仕組みができればいい。

(門内座長)

- ・普及、啓発だけでは足りない。教えるだけでなく、一緒に考える、ということ。
- ・顕彰制度など、裾野を広げる施策を是非考えてもらいたい。

(深町委員)

- ・第4で取り上げてる農山漁村・文化的景観等は、府ならではの立場が出せると思う。
- ・農山漁村の良好な景観というのは、単に視覚的なものだけではなく、生態系としての景観や循環を考えることが重要で、この辺りが明確に伝わるようにすることが重要。

(門内座長)

- ・第4はあっさり書きすぎている。特に農山漁村景観はメンテナンスを必要とし、継続的に取り組むことが重要である。

(栗山委員)

- ・農山漁村や景観資産登録の部分は非常にあっさり書かれている。こここのところに市町村の役割を書けないか。
- ・府、府民、事業者及び市町村ではなく、府、市町村、府民及び事業者の順ではないか。責務、責任、というより役割、ではないのか。

(北村委員)

- ・全体的に府民参加の観点が伝わらない。提案制度を組み込むのはどうか。

(杉原委員)

- ・府民による景観まちづくりの支援、助成を入れてもらいたい。都市再生モデル調査では、全国的にも地域活動が活発な地域が認められている。府民が自発的に地域で行う活動に積極的に支援してもらいたい。

(門内座長)

- ・住んでいる人、訪れる人の観点で考えていきたい。精神としては上から見るのではなく、下からの観点で考えていく。そういう意味で次の地域意見交換会を予定しておられるので、是非実りあるものにしていきたい。ここにおられる委員も全員が出るわけではないが、出来るだけのご参加をお願いしたい。

- 以 上 -



(会議風景)